

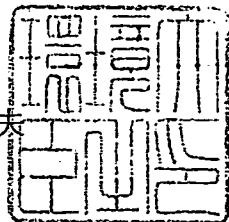


環水大土発第080828001号
平成 20 年 8 月 28 日

農業資材審議会

会長 本山 直樹 殿

環境大臣 斎藤 鉄夫



農薬取締法第3条第2項の規定により定められた同条第1項第7号
に掲げる場合に該当するかどうかの基準の変更について（諮問）

標記について、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第2項の規定に基づき次の通り変更することについて貴審議会の意見を求める。

農薬取締法第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が定める、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号）第4号について、同法第2条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすこととなる場合は、同法第3条第1項第7号（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとなるよう変更すること。

- イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しないものであること。
- ロ 公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はその加工品の飲食用品について、当該農薬の成分に係る食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品A食品一般の成分規格6（1）の規格が定められている場合は、当該飲食用品が当該規格に適合しないものとなること。
- ハ 公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はその加工品の飲食用品について、当該農薬の成分に係る食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準第1食品A食品一般の成分規格7（1）の規格が定められている場合は、当該飲食用品が当該規格に適合しないものとなること。
- ニ 公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はその加工品の飲食用品について、当該農薬の成分に係る食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格が定められていない場合は、当該飲食用品に同条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超える当該農薬が残留すること。

(諮問理由)

農薬取締法においては、農薬の使用による公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁した水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは農薬の登録を保留することとされている。具体的には、環境大臣が水質汚濁に係る農薬登録保留基準を定めている。

現行の基準は、申請書の記載に従い農薬が使用された場合の環境中予測濃度と、当該農薬の一日許容摂取量（ADI）から算出される飲料水経由の摂取を考慮した公共用水域における基準値を比較することで登録保留に該当するかどうかを判断するとともに、生物濃縮係数が5000を超える農薬については、魚介類経由の摂取も考慮して基準値を設定することとしている。

一方、食品としての水産動植物については、食品衛生法により、その摂食による人への健康被害を防止するための規制措置が講じられている。平成18年5月にいわゆるポジティブリスト制度が施行され、食品衛生法第11条第1項に基づき設定された残留基準を超える農薬が検出された場合に加え、個別の残留基準が設定されていない場合は、人の健康を損なうおそれがない量として厚生労働大臣が定める量（以下「一律基準」という。0.01ppm。）を超える農薬が検出された場合に、食品としての流通が禁止される等の措置が講じられることとなった。

農作物と異なり、直接農薬が使用されることがない魚介類に対しては、そのほとんどについて、個別の残留基準は設定されてなかったが、平成18年にシジミにおいて一律基準を超過して農薬が検出されたことを契機として、食品衛生法における魚介類の残留基準が設定されることになったことから、農薬の使用による汚濁水により汚染される水産動植物が、食品衛生法の残留基準に適合するよう、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正することとし、貴審議会の意見を求めるものである。